

令和 3 年小田原市議会 1 2 月定例会議案

(議案第 9 1 号～議案第 9 6 号)

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

目 次

○条例議案

- 議案第 9 1 号 小田原市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例…………… 1
- 議案第 9 2 号 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例…………… 3
- 議案第 9 3 号 小田原市手数料条例の一部を改正する条例…………… 4

○事件議案

- 議案第 9 4 号 第 6 次小田原市総合計画基本構想の策定等について…………… 7
- 議案第 9 5 号 指定管理者の指定について（国府津駅自転車駐車場）……………15
- 議案第 9 6 号 指定管理者の指定について（小田原市総合文化体育館・小田
原アリーナほか）……………16

案 議 例 條

議案第 9 1 号

小田原市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 6 9 号。以下「法」という。）の適用を受けて行う農地及び農業用施設の災害復旧事業その他これらに付随して行う災害復旧事業（以下この条及び次条において「災害復旧事業」という。）に要する経費に充てるため、災害復旧事業により特に利益を受ける者から地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 4 条の規定に基づき分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第 2 条 市は、災害復旧事業に要する経費に充てるため、当該災害復旧事業の対象となる農地の所有者若しくは使用収益権に基づき当該農地を耕作する者又は農業用施設の所有者であって、市に当該災害復旧事業の実施に係る申請を行ったものから分担金を徴収する。

(分担金の額)

第 3 条 分担金の額は、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

(分担金の納期限)

第 4 条 分担金を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その通知の日から起算して 3 0 日を経過した日とする。

(延滞金)

第 5 条 分担金を納期限までに納付しない者に対しては、小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和 3 8 年小田原市条例第 3 5 号）の定めるところにより延滞金を徴収する。

(分担金の減免)

第 6 条 市長は、天災その他特別の事情がある場合は、分担金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

事業	分担金の額
法の適用を受けて行う農地及び農業用施設の災害復旧事業（以下「法適用事業」という。）であって当該法適用事業に要する費用（以下「復旧費用」という。）の額が1,000万円を超えるもの	復旧費用の額に100分の5を乗じて得た額に60万円を加算した額又は復旧費用の額から法適用事業に係る補助金に相当する額を差し引いて得た額のいずれか少ない額
法適用事業であって復旧費用の額が1,000万円以下のもの	復旧費用の額に100分の10を乗じて得た額に10万円を加算した額又は復旧費用の額から法適用事業に係る補助金に相当する額を差し引いて得た額のいずれか少ない額
法適用事業に付随して行う災害復旧事業	当該事業に要する費用の額に100分の10を乗じて得た額

備考 この表に定めるところにより計算して得た額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日 提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

市が災害による被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業を実施するに当たり、復旧費用の一部をその所有者等から分担金として徴収するため提案するものであります。

議案第 9 2 号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 2 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 1 号を第 1 2 号とし、第 7 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 災害応急対策派遣手当

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(災害応急対策派遣手当)

第 9 条 災害応急対策派遣手当は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した本市の区域以外の地域（南足柄市並びに足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の区域を除く。）に派遣され、災害応急対策のための業務に従事した消防吏員（当該地域を管轄する他の地方公共団体に派遣され、当該地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）に支給する。

2 災害応急対策派遣手当の額は、日額 1, 6 8 0 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

災害が発生した本市の区域以外の地域に派遣され、災害応急対策のための業務に従事する消防吏員に対して災害応急対策派遣手当を支給するため提案するものであります。

議案第93号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「及び承認」を「、承認及び許可」に改め、同項第1号中「第3項」を「第4項」に改め、同号ア中「及びウ」及び「を当該建築物について同時に申請する住戸の数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号ア(エ)中「30戸」を「25戸」に改め、同号ア(オ)中「31戸」を「26戸」に改め、同号イ中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合する」を「長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。以下この項において同じ。）である」に、「登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）による審査を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第1項の規定による確認を受けた住宅に係る」に改め、「を当該建築物について同時に申請する住戸の数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号イ(ア)中「6,000円」を「8,000円」に改め、同号イ(イ)中「12,000円」を「15,000円」に改め、同号イ(ウ)中「21,000円」を「26,000円」に改め、同号イ(エ)中「30戸」を「25戸」に、「31,000円」を「41,000円」に改め、同号イ(オ)中「31戸」を「26戸」に、「58,000円」を「71,000円」に改め、同号イ(カ)中「99,000円」を「120,000円」に改め、同号イ(キ)中「160,000円」を「190,000円」に改め、同号イ(ク)中「200,000円」を「240,000円」に改め、同号イ(ケ)中「210,000円」を「260,000円」に改め、同号ウを削り、同項第2号中「第3項」を「第5項」に改め、同号ア中「を当該建築物について同時に申請する住戸の数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号ア(エ)中「30戸」を「25戸」に改め、同号ア(オ)中「31戸」を「26戸」に改め、同号イ中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合する」を「長期使用構造等である」に、「登録住宅性能評価機関による審査を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の規定

による確認を受けた住宅に係る」に改め、「を当該建築物について同時に申請する住戸の数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号イ(ア)中「9, 100円」を「12, 000円」に改め、同号イ(イ)中「18, 000円」を「23, 000円」に改め、同号イ(ウ)中「32, 000円」を「40, 000円」に改め、同号イ(エ)中「30戸」を「25戸」に、「46, 000円」を「61, 000円」に改め、同号イ(オ)中「31戸」を「26戸」に、「87, 000円」を「110, 000円」に改め、同号イ(カ)中「150, 000円」を「170, 000円」に改め、同号イ(キ)中「250, 000円」を「290, 000円」に改め、同号イ(ク)中「300, 000円」を「360, 000円」に改め、同号イ(ケ)中「320, 000円」を「400, 000円」に改め、同項第3号中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、「同法第8条第2項において準用する同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する」を「長期使用構造等である」に、「登録住宅性能評価機関の審査を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の規定による確認を受けた住宅に係る」に、「第1号イ」を「、第1号イ」に改め、「、設計住宅性能評価書が添付された長期優良住宅建築等計画にあっては第1号ウ」及び「を当該建築物について既に同法第6条第1項の認定（同法第8条第1項の変更の認定を含む。第6号において「計画の認定」という。）を受けている住戸の数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同項第4号中「第3項」を「第5項」に、「当該建築物について同時に申請する住戸の数で除して得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「加えた額」に改め、同項第5号中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同項第6号中「計画の認定を」を「同法第6条第1項の認定（同法第5条第5項の規定による認定の申請に基づくものを除き、同法第8条第1項の変更の認定（同法第9条第1項の規定による同法第8条第1項の変更の認定を含む。）を含む。）を」に、「計画の認定に」を「当該認定に」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160, 000円

第20条第1項第2号中「登録住宅性能評価機関」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関」に改める。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日 提 出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等が一部改正され、所管行政庁と登録住宅性能評価機関との間の長期優良住宅に係る審査体制の合理化が図られること等に伴い、本市の長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料について所要の措置を講ずるため提案するものであります。

事 件 議 案

議案第 9 4 号

第 6 次小田原市総合計画基本構想の策定等について

第 6 次小田原市総合計画基本構想を次のとおり策定し、令和 4 年 4 月 1 日から適用するとともに、これに併せて第 5 次小田原市総合計画基本構想に係る計画期間を変更し、同年 3 月 3 1 日までとするため、小田原市議会の議決すべき事件に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 2 6 号）本則第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

第6次小田原市総合計画基本構想

基本構想

基本構想は、小田原市におけるまちづくりの基本的な理念を掲げ、小田原市が目指す2030年の姿を描いたものであり、将来都市像を実現するために必要なまちづくりの目標を示しています。目標年度は、9年後の令和12年度（2030年度）とします。

1 まちづくりの理念と2030年に目指すまちの姿

小田原には、森里川海が「ひとつらなり」となった豊かな自然環境、長い歴史の中で先人より継承されてきた文化・伝統産業、都心からほど良い距離という立地、鉄道や高速道路などの交通インフラ、そして、我が国でも特筆すべきレベルに成長した市民力や地域力といった人の力があります。

歴史の中で形成されてきた他都市が真似できない小田原の地域資源は、私たちの誇りや暮らしの拠り所となります。そして、未来に向かって発展していく礎として、その価値を継承し、進化させていくことが、今を生きる私たちの使命です。

こうした多様な地域資源を生かしながら、近年目まぐるしく変化する社会情勢に対応し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や地域の多様な主体が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに作っていくことのできる社会の実現を図っていきます。

人、地域、時代をつなぐまちづくりの視点を大切にしながら、2050年の脱炭素社会の実現を見据え、次世代に責任を持てる持続可能なまちを築くため、2030年に目指す小田原の姿、将来都市像を次のとおり掲げます。

「世界が憧れるまち“小田原”」

「世界が憧れるまち“小田原”」を実現するためには、小田原の地で培われてきた市民力や地域力を生かした課題解決の取組を進化させつつ、新たな考え方や技術を積極的に取り入れ、これまでにない価値を生み出すことや、公民連携の手段等により、市民生活の質を向上させることは欠かせません。

また、高い防災力と教育水準、地域医療と福祉の充実を図りながら、地域内外を重層的に人や物が好循環する環境を作り、小田原を中心とした県西地域の経済を活性化させていくことも求められます。

そこで、これからのまちづくりにおいては、小田原の「豊かな環境の継承」を土台

に、「生活の質の向上」と「地域経済の好循環」を具現化することを目標に掲げ、社会の変化に対応した取組を的確かつ迅速に推進することで、小田原に人や企業を呼び込み、人口20万人規模の都市を目指していきます。

そして、ポストコロナ社会を視野に入れながら、小田原の魅力を最大限に磨き上げ、全ての市民が、このまちに住んで良かった、住み続けたいと感じる、郷土愛と誇りの持てる小田原を形成し、その魅力の発信を通じて、国内外の人たちが行ってみたい、住んでみたいと憧れる「世界が憧れるまち“小田原”」の実現につなげていきます。

2 まちづくりの目標

将来都市像の実現に向け、SDGsの視点も踏まえつつ、「まちづくりの理念」に掲げた3つの目標を、「まちづくりの目標」として定めます。

(1) 生活の質の向上

住み慣れた地域で、誰もがその人らしく人生の最期まで健康に暮らし続けられるよう、福祉と地域医療を充実させるとともに、過ごしやすく快適に移動ができ、緑や水辺が豊かであるおいのある魅力的な都市空間を創造し、生涯にわたって幸せと安心感を得られるまちを目指します。

また、子育て家庭が安心して子育てができる環境を地域全体で整えるとともに、子どもたちが伸び伸びと健やかに育ち、一人ひとりの感性や特長を伸ばせるよう、最新技術も活用した質の高い教育環境を整え、子どもが夢や希望を持って成長できるまちを目指します。

○2030年の姿

「生涯にわたって幸せと安心感を得られるまち」

- ・高度な医療とともに、24時間365日安心して医療を受けることができる。
- ・誰もが自分らしく生き、誰一人取り残されない、安心した暮らしを送ることができるケア力の高いコミュニティが形成されている。
- ・デジタル技術を活用した健康管理や、正しい知識による健康行動（食・運動）により、健康寿命が延伸している。
- ・小田原駅・小田原城周辺エリアは、観光や商業の場としてだけでなく、「住む」「働く」「生活する」といった日常の機能が充実し、緑に囲まれたパブリックスペースや魅力的なストリートなど、居心地が良く、歩きたくなり、人々が集いにぎわう空間が形成されている。

- ・公共交通をはじめ、地域の移動手段の維持・確保とA I（人工知能）を活用したオンデマンド配車等の先端技術によって、誰もが気軽に家の外に出ている環境が整備されている。
- ・地域特性を生かした主体的なまちづくりが進められ、にぎわいと地域への誇りが生まれている。また、その魅力に共感し、その地域で暮らしたいと思う人が住まいを見つけている。

「子どもが夢や希望を持って成長できるまち」

- ・子どもたちが楽しく学ぶことができる安全安心な学校づくりや小田原の特徴を生かした子ども主体の教育の推進により、社会を創る力を身に付け、郷土愛を持った人に成長している。
- ・多様で特色のある質の高い幼児教育・保育が実践され、子どもたちの自発的な活動を通して学びに向かう力や生きる力が培われている。
- ・妊娠から子育てに至る切れ目のない支援を受けることができ、未来を担う子どもたちが、誰一人取り残されずに家庭や地域で育まれている。
- ・子どもたちが、他の国や地域の文化を理解する機会を通じて自分たちが暮らす社会を見つめなおし、国際感覚や問題意識を持って世界で活躍できる若者に成長している。

(2) 地域経済の好循環

地域内の経済循環の視点に立ち、誰もが働きやすい環境を整え、働く場としての質を高め、地域資源を生かした小田原発の起業や事業承継の支援を進めるとともに、交通の要衝としての優位性を生かした企業誘致や産業の創出、新たな働き方を提案していくことで、国内外から人や企業を呼び込み、生活の場として選ばれるまちを目指します。

また、将来にわたり、安心して営みを継続できるよう、受け継がれてきた歴史・文化や質の高い食資源といった地域特性を生かした取組を展開するなど、観光資源を磨き上げることにより、四季を通してにぎわいが生まれるまちを目指します。

○2030年の姿

「地域内の経済循環の視点に立ち、国内外から人や企業を呼び込めるまち」

- ・小田原の地域特性を生かした起業や事業承継を支援する環境が整備されたことで、チャレンジしやすい環境が整い、小田原に魅力的な事業者が増え、にぎわ

いを見せている。

- ・工場やサテライトオフィスの進出等により、新たな働く場と雇用が生み出され、子育てや教育環境の充実などの生活の質の向上とあいまって、若い世代を中心に転入者が増えている。
- ・豊富な地域資源や立地特性といった小田原ならではの特徴を生かしながら、柔軟で新しい働き方（テレワーク、ワーケーション）が定着し、多様なワーク・ライフ・バランスが実現されている。
- ・域内でのモノやサービスの調達意識が高まり、これまで域外に流出していた仕事やお金が、域内で循環する産業構造に転換し、持続可能な暮らしにつながっている。
- ・民間のサービスや手続について、オンライン化やA Iの活用等のD X（デジタルトランスフォーメーション）が進み、人や企業が活動しやすい環境が整い、利便性が高まっている。
- ・ソーシャルビジネスの展開や民間提案制度を含む公民連携の推進により、社会課題の解決が進んでいる。
- ・多文化共生の考えが浸透し、国籍等にかかわらず地域で安心して暮らすことと働くことができ、小田原の生活の良さが国内のコミュニティや母国に広く発信されている。

「四季を通してにぎわいが生まれるまち」

- ・多様な地域資源を生かした「美食のまち」が定着し、農林水産物の消費拡大と高付加価値化により、持続可能な農林水産業が営まれている。
- ・スポーツ環境の整備が進み、生活の中で「する」「みる」「支える」スポーツの振興が図られている。加えて、スポーツと地域資源を掛け合わせることで、スポーツを通じたまちづくりが進んでいる。
- ・小田原城址公園や総構等の史跡は、より快適で安全に楽しめるような整備が進んでいる。加えて、市内に点在する歴史的建造物の利活用が図られ、国内外から多くの観光客が訪れ、まちににぎわいをもたらしている。
- ・小田原三の丸ホールを中心に、市内各所で誰でも気軽に文化や芸術に触れることができる環境が整い、文化を通じた人と人とのつながりや、観光等の他分野との連携によってまちが活性化している。

(3) 豊かな環境の継承

日常的に感じることができる小田原の森里川海の恵みをいつまでも享受できるように、豊かな森づくりなど自然環境の保全に取り組みながら、「地域循環共生圏」を構築することで、環境と経済を好循環させ、暮らしの土台となる自然環境と市民が共生できるまちを目指します。

また、2050年の脱炭素社会実現へのアプローチを、より強靱な社会基盤構築に向けた好機と捉え、公民連携の推進によって、再生可能エネルギーの導入拡大や効果的な利活用などの仕組みを形作るとともに、グリーンインフラの取組も推進し、これらが災害時にも有効に機能することで、気候変動にも対応した持続可能なまちを目指します。

○2030年の姿

「自然環境と市民が共生できるまち」

- ・環境課題の解決に、域内外から多くの方が関わるようになり、課題だったものが経済性を有する地域資源に転換し、環境保全活動の促進へとつながる循環の仕組みが構築されている。
- ・多様性に富む自然空間が利用され、子どもたちがより多くの環境フィールドで学ぶ機会を得ている。

「気候変動にも対応した持続可能なまち」

- ・地域においてエネルギーを無駄なく利用する地域エネルギーマネジメントが進むなど、2050年の脱炭素社会実現に向け、公民連携による取組が市内で着実に進展しており、こうした取組が、地域内の経済循環にも寄与している。
- ・情報伝達手段の高度化を通じて、災害時においても必要な情報が市民に届くとともに、災害対策本部の機能強化により、物資供給が迅速になされる体制が整っている。また、国土強靱化地域計画のもと、一次災害に対する備えと二次災害の発生を抑制する取組が進み、防災力の高いまちになっている。
- ・防災訓練や避難行動マニュアル、防災マップなどを通じて、地域における防災力が高まるとともに、自身のリスクを正しく認識し、災害時に自らの命を守るができるようになっている。

3 まちづくりの推進エンジン

少子高齢化、価値観の多様化、気候変動、グローバル化等、量的にも質的にも困難

さを増す課題が増えている現在、行政はプラットフォームビルダーとして、年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、小田原で活躍したいと思う誰もがチャレンジできる環境を整えるとともに、多様な主体の協力関係を構築し、住民生活に不可欠なニーズを満たしていくことが求められています。

こうした中、生活の質の向上と地域経済の好循環という両輪を、時代の流れに乗り遅れることなく、未来を見据えて円滑に回し続けるために、民間の力を取り入れたデジタル技術の活用と公民連携を積極的に展開することで、地域の課題を解決し、小田原の持っているポテンシャルを最大限に引き出したまちづくりを進めます。

(1) 行政経営

持続可能な形で市民サービスを提供し続けられる行政であるために、限られた経営資源（人・モノ・金・情報）を効率的かつ有効に活用します。

人材の育成については、全職員に対し意識改革を進め、市民や事業者等との確かな信頼関係を構築するとともに、行財政運営に当たっては、歳入の確保や公民連携・デジタル技術の活用などによる市民サービスの向上や経費削減など、着実な行政改革に取り組みます。

また、分かりやすい行政を目指すために、多様なツールを活用した情報発信を図り、丁寧で確実な情報提供に努めます。そして、2030年に目指すまちの姿の実現に向け、時代の変化に果敢に挑戦するチャレンジングな市政運営を目指します。

(2) 公民連携・若者女性活躍

地域が抱える課題が高度化・複雑化し、行政経営資源だけで適切かつ速やかな課題解決を図ることが難しくなりつつあります。

こうした状況に対し、これまで培ってきた市民との協働の仕組みを前提としつつ、柔軟な発想やアイデアを持つ若者・女性の活躍と、市場原理の中で培ってきた独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者との連携により、それぞれの施策において地域資源を生かしたイノベーションを引き起こし、地域課題の解決を図るとともに、質の高い公共サービスを提供していきます。

そして、こうした取組をまちの活性化にもつなげながら、活躍したいと思う誰もがチャレンジできるまちを目指します。

(3) デジタルまちづくり

個人情報保護に万全を期した上で、電子申請や電子決裁の整備等の行政基盤の

DXと、市民の利便性の向上に資するデジタルインフラやデータ連携基盤、オープンデータの整備等の両輪を、産学官の緊密な連携やデジタル人材の確保・育成を通じて強力的に推進します。

また、こうした取組により市民の課題や希望を理解するとともに、小田原が有する人や地域資源のポテンシャルに最新のデジタル技術とデータ活用を掛け合わせることで、地域課題を抜本的に解決し、市民の暮らしやすさと都市としての競争力を大きく高めます。

そして、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けることができる「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現を目指します。

議案第95号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 国府津駅自転車駐車場
- 2 指定管理者 CYCLE PARK 国府津
代表者 公益財団法人自転車駐車場整備センター
理事長 石井 喜三郎
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
- 3 指定期間 令和4年1月10日から令和7年3月31日まで

令和3年11月26日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

議案第96号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場及び小峰庭球場
- 2 指定管理者 小田原スポーツ・文化運営企業体
代表者 株式会社スポーツプラザ報徳
代表取締役 安藤博二
小田原市堀之内458番地
- 3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月26日提出

小田原市長 守屋輝彦